

## 機械器具 09 汎用 X 線診断装置用非電動式患者台（40654000）

一般医療機器 特定保守管理医療機器 設置管理医療機器

## ブッキーテーブル C-1R

## 【形状・構造及び原理等】

## 1) 構成

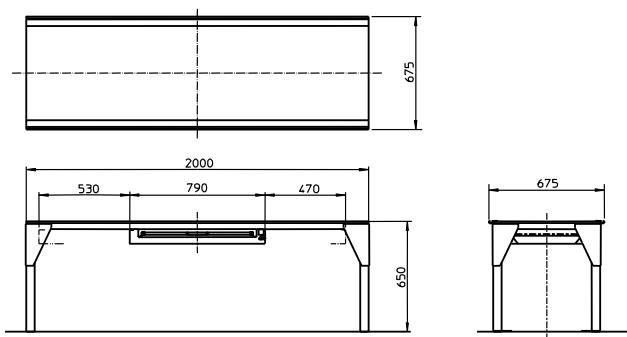
本装置は以下のユニットにより構成される。

- (1) 本体脚部
- (2) 天板枠部
- (3) 天板部
- (4) 受像部

## 2) 本体寸法及び重量

寸法 (mm) 幅 675 × 奥行 2000  
高さ 650

重量 約 80 kg



## 3) 作動・動作原理

## 受像部の

長手移動 : ストップバーを緩めるにより、手動で受像部のローラーがサイドレール内を移動する。

## 【仕様、使用目的、効能又は効果】

## 1) 仕様

## 本体部(単位mm)

天板材質 : 10t : アクリル板  
外形寸法 : 675 x 2000  
天板面高さ : 650

## 受像部

長手方向移動 : 1000 mm  
受像ユニット : 各種対応

重量 : 約 80 kg

## 2) 使用目的

臥位による X 線一般撮影を効率的に行うことの目的とした撮影台である。

## 【操作方法又は使用方法等】

## 使用環境条件

温度 : +10°C ~ +40°C

湿度 : 30% ~ 75% RH (結露のないこと)

## 設置上の注意

据え付け設置時は床面の状態を確かめ、スペーサー等の調整により水平を確保して下さい。

詳細は取扱説明書を参照してください。

## 操作方法

- ①受像部が長手方向に手動で移動できます。
- ②受像部がレシプロタイプの場合はブッキーコードを X 線装置と接続して下さい。

詳細は取扱説明書を参照してください。

## 【使用上の注意】

## 警告

## 1. X 線防護について

X 線を誤って使用すると、身体に危害を及ぼす場合があります。

## 2. 被検者に対する指導・警告

- ・介護者の必要な被検者の場合には介護者に X 線防護衣を着装させ、被ばくに注意すること。
- ・被検者のテーブルへの乗り降り時には落下・ケガをしないよう注意をすること。
- ・被検者をテーブルの上に立たせないこと。  
落下・ケガをする可能性があります。

## 3. 使用上の警告

- ・操作者は常に被ばくを防ぐように注意をすること。
- ・オプションでキャスター付の場合は、移動後は必ずキャスターをロックすること。  
又、傾斜地で使用・停止しないこと。
- ・キャスター付の場合は、アンカーボルト止め出来ませんので、地震等の天変地異の際はすみやかに当該撮影台から離れて被験者及び検者の安全を確保すること。
- ・キャスターの下に物などがないか十分確認してください。撮影台が動き、怪我をする可能性があります。
- ・撮影台に寄りかかったりしないこと。  
動き、転倒し怪我をする可能性があります。
- ・キャスター移動時に足先や物を躊躇かないように注意すること。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

- ・テーブルの下にものを置かないこと。
- ・被検者がスイッチ等に触れないように注意すること。
- ・スイッチの押しまちがいに注意する事。
- ・耐荷重を 135 kg に想定しているのでそれ以上の体重の患者への使用は避けること。
- ・トレーの開閉の際は操作者及び患者が指などを挟まないように十分に注意してください
- ・故障、トラブルが発生した場合には専門のサービスマンに依頼すること。
- ケガ・事故を招く恐れがあります。

#### 禁忌・禁止

この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないこと。

#### 重要な基本的注意

- ①検査を開始する前に装置に異常がないこと、構成品、付属品が確実に固定されていることを確認すること
- ②検査前に患者の位置、状態をよく確認すること。
- ③患者が撮影台に乗った時、天板の外に手・足を出さない様に指導すること。
- ④撮影台稼働中は患者が勝手に動かない様に指導すること。

#### 高齢者適応

高齢者は握力など体力に問題がある場合は X 線防護衣を装着した介助者を付けるなどして検査に臨むこと。

#### 妊婦・産婦、授乳婦及び小児への適応

- ①妊婦及び妊娠の疑いのある者及び授乳中の者へ使用する場合は医師の指示のもとで慎重に行うこと
- ②小児の検査の場合は X 線防護衣を装着した介助者を付けること。

#### その他の注意

この装置を廃棄する場合は、産業廃棄物となります。必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者に廃棄を依頼すること。

#### 【貯蔵方法及び有効期間等】

使用耐用年数（自主基準）

指定された保守点検を実施した場合  
10 年

#### 【保守点検に係わる事項】

##### 1) 使用者による保守点検事項

項目	点検頻度	点検内容
目視点検	始業時	キズ、変形、汚れ、等の異常の有無 製品上や周囲に障害物の有無
動作点検	始業時	動作不良、異音、引っ掛け、等の異常の有無
ガタ、ゆるみ、等	月 1 回	各部のガタ、ゆるみ、等が発生していないか
グリス切れ、ホコリ等	月 1 回	駆動部にゴミ、ホコリ等が溜まっていないか グリス・オイル切れが発生していないか

##### 2) 業者による保守点検事項

項目	点検時期	点検内容
定期メンテナンス	年 1 回	各部のチェック、調整、増締め、注油、グリス U.P.、部品交換、等

\*保守契約、あるいは定期的なスポット点検依頼をして頂く様にお願いします。

#### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

##### 製造販売業者

住所 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15  
氏名 : 株式会社 大林製作所 川口工場  
連絡先 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15  
株式会社 大林製作所 川口工場  
TEL (048) 222-3800  
FAX (048) 222-4074

##### 製造業者

住所 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15  
氏名 : 株式会社 大林製作所 川口工場

取扱説明書を必ずご参照下さい。